

港湾の保安対策の強化について

平成15年7月4日
国土交通省港湾局

港湾の保安対策強化の背景と対応

●米国同時多発テロ事件の発生(2001年9月)

◇米国における海事保安法の成立(2002年11月)

- 米国が外国港湾のテロ対策の有効性を評価し、テロ対策が不十分な港湾に改善策を勧告
- 改善策を通知後90日以内に適切な処置がとられなかった場合は、その港湾で積み荷した船舶に対し、米国への入港拒否が可能

◇IMO(国際海事機関)における海上人命安全条約(SOLAS条約)の改正(2002年12月) ⇒船舶と港湾施設の保安対策強化

- 2004年7月1日(改正条約発効予定日)までに、国際貨物船等及び国際港湾施設の保安対策を強化することを義務化(船舶・港湾施設の保安計画の策定、保安責任者の配置、入港規制等)
- 港湾施設保安計画が作成されていないなど対策が不十分な場合、その港から出航した船舶が相手港に入港禁止にされる可能性がある。また、船会社の判断による船舶の抜港も懸念される。

●国際的な動きに対応したわが国港湾の保安対策の実施 ⇒国際社会への貢献と日本の国益確保

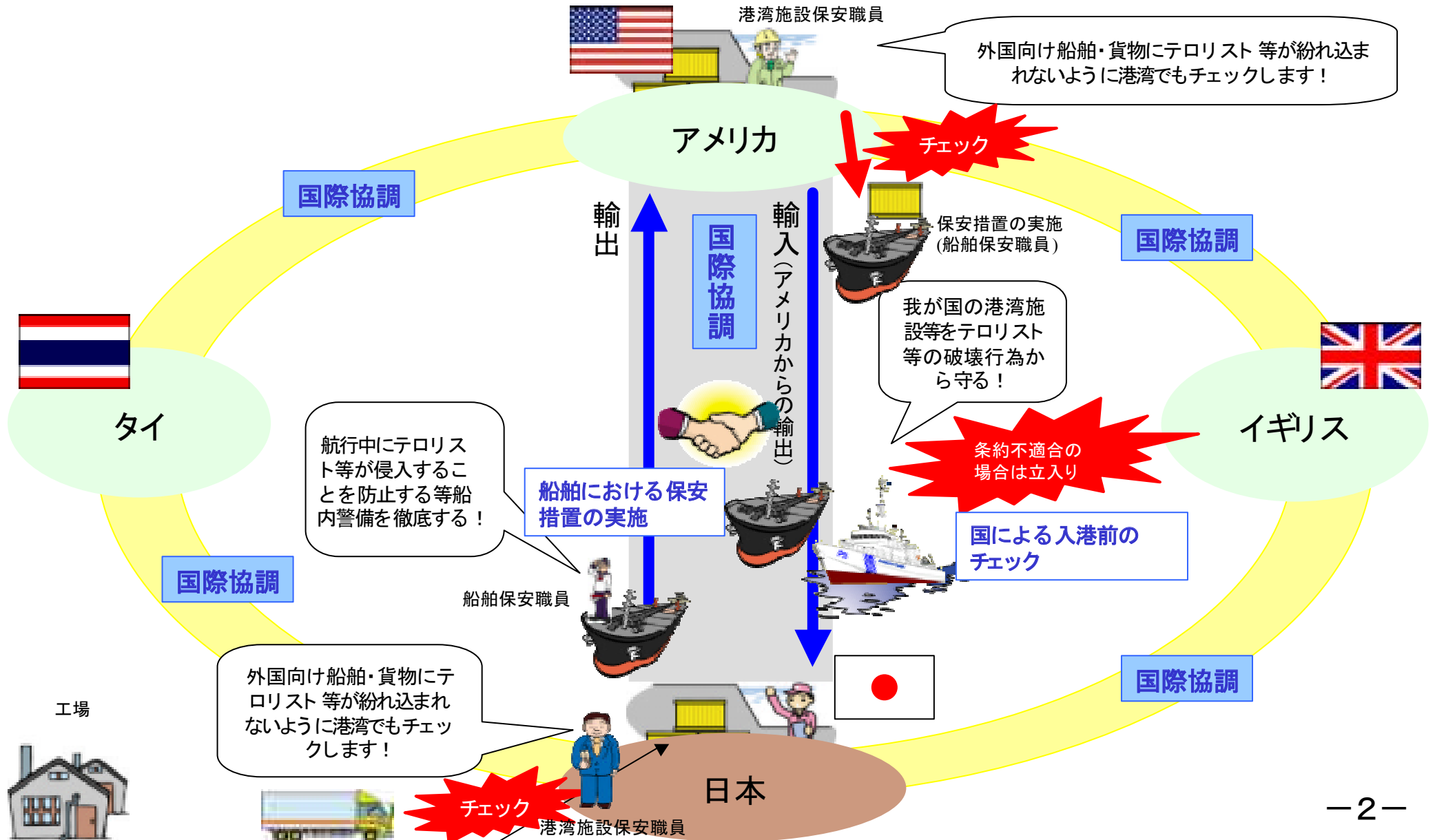
国:遅くとも2003年12月末までに改正SOLAS条約に対応した国内法を整備
その後港湾施設保安評価(脆弱性評価)の実施と港湾施設保安計画の承認(計画策定義務化予定港湾 約140港)

港湾施設管理者:2004年7月までに港湾施設保安計画を作成
対策の実施(監視カメラの設置等のハード対策及びソフト対策)

●2004年7月までに港湾施設保安計画の作成されたリストをIMOに報告

改正SOLAS条約＝

船舶及び港湾施設において保安に脅威を与える行動を検知して阻止する措置を世界各国が協調して行うことで、**国際海上輸送システム**の安定性・信頼性を維持することを目的とする。



コンテナターミナルの保安対策のイメージ

ソフト対策

港湾施設保安計画の策定
港湾施設保安職員の配置
制限区域へのアクセス管理
陸域・水域の監視
保安訓練の実施 等

